



福島医発第 1626 号 (地)
令和 5 年 9 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

今後の新型コロナワクチン接種について (その 8)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件については、令和 5 年 8 月 25 日付福島医発第 1357 号 (地) にてご連絡しておりましたが、今般、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて、連絡がありました。

本件は、本年 9 月 20 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の方針について、薬事承認されたファイザー社製のオミクロン XBB.1.5 対応 1 価ワクチン (生後 6 か月～4 歳、5 歳～11 歳及び 12 歳以上用) を接種可能なすべての年齢の者を対象とした追加接種及び初回接種で使用するワクチンに位置づける旨、連絡するものです。

その他の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願います。

記

- 何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、武田社ワクチン (ノババックス) も使用ワクチンに位置づけること。
- 現在薬事承認申請中のモデルナ社製のオミクロン XBB.1.5 対応 1 価ワクチン等は、薬事承認がなされた場合、改めて使用ワクチンに位置づけるかの検討が行われること。
- 初回接種について、9 月 19 日以前に従来型又はオミクロン株対応 2 価ワクチンで 1 回目 (生後 6 か月～4 歳では 1 又は 2 回目) の接種を行い、9 月 20 日以降に 2 回目 (生後 6 か月～4 歳では 2 又は 3 回目) の接種を受ける予定の者に対しては、オミクロン XBB.1.5 対応 1 価ワクチンを接種すること。
- ・この場合、交接種に該当することから、前回の接種から 27 日以上の間隔をおいて接種を行うこと。

日医発第 1099 号（健Ⅱ）
令和 5 年 9 月 19 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

今後の新型コロナワクチン接種について（その 8）

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、本年 9 月 20 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の方針について、薬事承認されたファイザー社製のオミクロン XBB. 1. 5 対応 1 価ワクチン（生後 6 か月～4 歳、5 歳～11 歳及び 12 歳以上用）を 9 月 20 日に開始する接種可能なすべての年齢の者を対象とした追加接種及び初回接種で使用するワクチンに位置づける旨連絡するものです。

その他の概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、武田社ワクチン（ノババックス）も使用ワクチンに位置づけること。
- 現在薬事承認申請中のモデルナ社製のオミクロン XBB. 1. 5 対応 1 価ワクチン等は、薬事承認がなされた場合、改めて使用ワクチンに位置づけるかの検討が行われること。
- 初回接種について、9 月 19 日以前に従来型又はオミクロン株対応 2 価ワクチンで 1 回目（生後 6 か月～4 歳では 1 又は 2 回目）の接種を行い、9 月 20 日以降に 2 回目（生後 6 か月～4 歳では 2 又は 3 回目）の接種を受ける予定の者に対しては、オミクロン XBB. 1. 5 対応 1 価ワクチンを接種すること。
 - ・交接種に該当することから、前回の接種から 27 日以上の間隔をおいて接種を行うこと。

（参考）

- ・第 29 回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 資料：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35183.html
- ・第 50 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35096.html
- ・今後の新型コロナワクチン接種について（その 7）：
[令和 5 年 8 月 10 日付日医発第 908 号（健Ⅱ）](#)

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 8 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
(公 印 省 略)

今後の新型コロナワクチン接種について（その 8）

今後の新型コロナワクチン接種の在り方については、「今後の新型コロナワクチン接種について（その 7）」（令和 5 年 8 月 9 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）等において、その検討状況をお知らせしてきたところです。

本日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、令和 5 年秋開始接種の使用ワクチン等について検討が行われました。

分科会の議論を踏まえた令和 5 年秋開始接種の方針について、別添のとおり、各地方公共団体に周知いたしました。

貴会及び地域医師会におかれても、引き続き予防接種の実施について格段の御協力をお願いいたします。

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 8 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

今後の新型コロナワクチン接種について（その 8）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の新型コロナワクチン接種については、現在、令和 5 年春開始接種の実施に取り組んでいただいているところです。

9 月 8 日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、本年度秋冬の追加接種（以下「令和 5 年秋開始接種」という。）の使用ワクチン等について検討が行われました。

これまでの分科会の議論を踏まえた令和 5 年秋開始接種の方針等を下記のとおりお知らせしますので、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容等を踏まえて、順次準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 今後の新型コロナワクチン接種について

分科会の議論を踏まえた今後の新型コロナワクチン接種の方針は以下のとおり。

※ 下線部は、「今後の新型コロナワクチン接種について（その 7）」（令和 5 年 8 月 9 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）でお示しした内容からの主な変更点

（1）令和 5 年秋開始接種について

令和 5 年秋開始接種は、9 月 20 日から開始することとする。これに伴い、令和 4 年秋開始接種及び令和 5 年春開始接種は 9 月 19 日をもって終了する。

①接種対象者

追加接種可能な全ての年齢の者を対象とする。各ワクチンについては、薬事上規定される接種間隔（最終接種から少なくとも 3 か月）を空けて実施する必要があることに留意すること。

②使用するワクチン

現在の流行主流株であるオミクロン株 XBB. 1. 5 対応 1 価のワクチンの使用を基本とする。具体的には、令和 5 年 9 月 1 日に薬事承認されたファイザー社製のオミクロン XBB. 1. 5 対応 1 価ワクチンを令和 5 年秋開始接種での使用ワクチンに位置づけることとする。

また、何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、武田社ワクチン（ノババックス）についても、令和 5 年秋開始接種での使用ワクチンに位置づけることとする。

※ モデルナ社製のオミクロン XBB. 1. 5 対応 1 価ワクチン等については、現在薬事承認申請中のため、薬事承認がなされた場合、改めて分科会において令和 5 年秋開始接種での使用ワクチンに位置づけるかの検討を行う。

（2）公的関与規定の適用について

令和 5 年春開始接種以降の接種については、65 歳以上の高齢者及び 5 歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 8 条（接種勧奨）及び第 9 条（努力義務）の規定の適用を除外してきたところ。

令和 5 年秋開始接種以降の接種については、65 歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第 8 条（接種勧奨）及び第 9 条（努力義務）の規定の適用を除外することとする。

なお、初回接種についても、令和 5 年秋接種開始後については、追加接種と公的関与規定の適用範囲をそろえ、65 歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第 8 条（接種勧奨）及び第 9 条（努力義務）の規定の適用を除外することとする。

（3）初回接種の実施について

特例臨時接種の実施期間である令和 5 年度の 1 年間は、引き続き、生後 6 か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施することとする。

① 9 月 19 日までの取扱いについて

8 月 2 日にオミクロン株対応 2 価ワクチンの初回接種の使用等が薬事承認されたところ、初回接種に用いるワクチンをより高い効果が見込まれるものとするのが適当であることから、既に供給されているファイザー社のオミクロン株（BA. 1 及び BA. 4-5）対応 2 価ワクチン及び 5～11 歳用オミクロン株（BA. 4-5）対応 2 価ワクチンを、8 月 7 日から 9 月 19 日までの間、成人及び小児の初回接種に用いることとする。ただし、8 月 7 日から 9 月 19 日までの間に従来型ワクチンを接種した場合について、間違い接種との扱いはしないこととする。

② 9月20日以降の取扱いについて

9月20日以降の生後6か月～4歳、5歳～11歳及び12歳以上の者に対する初回接種に用いるワクチンは、ファイザー社製のオミクロン XBB.1.5 対応1価ワクチンとする。

※ 何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、武田社ワクチン（ノババックス）についても従前どおり接種が可能

なお、9月19日以前に、従来型ワクチン又はオミクロン株対応2価ワクチンによって1回目（乳幼児については1回目又は2回目）の接種を行い、9月20日以降に2回目（乳幼児については2回目又は3回目）の接種を受ける予定の者に対しては、9月20日以降の接種では、オミクロン XBB.1.5 対応1価ワクチンを接種することとする。この場合、交互相接種に該当することから、前回の接種から27日以上の間隔をおいて接種を行うこと。

2. 接種実施に当たっての留意事項について

（1）接種体制の整備について

令和5年度の接種体制については、現時点では短期間で集中的に接種を促進するような状況は見込まれず、また、新型コロナワクチンの安定的な制度の下での接種を見据えると、個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当である。なお、必要とする者が身近なところで接種が受けられるよう、各種類のワクチンについて、都道府県ごとに少なくとも1か所接種可能な医療機関等を確保する必要があることには引き続き留意する必要があるが、必ずしもそのために集団接種会場を設ける必要はない。

（2）接種券の発行について

令和5年度の接種実施に当たっても、対象者の識別やワクチン接種記録システム（VRS）への記録登録を適切に行うため、接種券を使用して実施する運用とする。

接種券の配布方法については、基礎疾患を有する者等、市町村が必ずしも所在を把握していない対象者については、第二期追加接種（4回目接種）実施の際と同様、以下の対応例が考えられるが、各市町村において柔軟に検討して差し支えない。

【接種券配布方法の例】

- ①対象者の申請により接種券を発行する方法
- ②接種会場において接種券を発行する方法
- ③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法
- ④一部の接種対象となる可能性が高い者に接種券を送付する方法
- ⑤接種対象となり得る全ての者に接種券を送付する方法
- ⑥（医療従事者等については、）医療機関等ごとに対象を取りまとめて市町村への申請を行うこととする方法

(※1) 詳細は、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その3）」（令和4年5月10日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」（令和4年7月22日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）を参照。

(※2) ③の方法を採る場合にも、引き続き速やかなVRSへの記録登録を行う必要があることに留意すること。

また、予防接種法第8条の接種勧奨の規定が適用されない重症化リスクが高くない者についても、必ずしも予め接種券を送付する必要はなく、上記の対応例も踏まえて、希望者からの申請に応じて接種券を発行する等の取扱いとすることも差し支えない。ただし、その際、接種を希望する者が確実に接種機会を把握できるよう、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条に規定する予防接種の公告等、必要な周知は引き続き行うよう留意すること。

なお、令和5年度の追加接種に係る接種券、接種済証及び接種記録書の様式については、従来のものから特段の変更を行わないこととし、引き続き各様式の接種回数欄には、当該被接種者にとっての通算接種回数を印字することとする。なお、接種証明書の様式については、関係省令の改正により、6月19日から一部変更を行っているため、留意すること。（各様式の仕様については、＜参考＞を参照。秋冬の接種においては、通算接種回数が最大「7」となることを踏まえて一部更新。）

（3）予算について

令和5年9月から12月まで新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関しては、令和5年8月15日付事務連絡でお示ししたとおりであるが、令和6年1月以降の当該事業の内容に関しては、改めてお示しする。

<参考：令和5年度の追加接種に係る各様式の仕様>

接種券については、以下の①又は②のいずれかのパターンで作成することとし、接種及び接種後の事務が円滑に行える様式とすること。

パターン①	パターン②
1) 接種券一体型予診票【上質紙】  2) 接種済証【上質紙】	1) 接種券(兼)接種済証【シール素材】  2) 予診票【上質紙又は複写式用紙】 左欄の様式と同様とするが、 右上の接種券欄は上記の「接種券」を貼り付けるため空欄とする。

① 予診票の様式

予診票は、以下の仕様とする。

(再掲)

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
紙質	パターン①の場合は、上質紙 55～70kg ベースとすること パターン②の場合は、上質紙又は複写式用紙とすること とし、欄外の(※)を参照すること
その他	パターン①の場合は、原則として、住所、氏名、生年月日、性別、接種履歴欄に、被接種者の情報を印字すること パターン②の場合は、接種券の貼付け枠を設けること (縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm の接種券の収まるサイズ)

厚生労働省のホームページから予診票をダウンロードして印刷する際は、印刷画面で「カスタム倍率」を選択し、倍率を 100%として印刷を行うこと。

※パターン①の場合、複写式用紙は、国保連における請求支払事務に当たり、OCR で読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則使用しないこと。特段の理由があり、複写式用紙により作成する場合は、以下の2点を遵守し、上記のパターン②の様式で作成すること。

(i) 1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙(感圧紙) N60(コピー用紙と同等、0.08mm、55～70kg ベース)とすること。

(ii) 記載事項の明瞭さを考慮して、1枚目を国保連提出用とすること。

※予診票に色紙を使用したり、接種券の一部を着色したりする場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

② 接種券の様式

接種券の様式

項目	仕様
サイズ	接種券 1 枚当たり:縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm
紙質	(パターン②の場合) 上質紙 52～55kg ベース
糊加工	(パターン②の場合) 普通粘着以上の糊
必要枚数	・1回のみの接種を想定するため計1枚 ・(パターン②の場合)「予診のみ」の場合に利用する券を計1枚
その他	・OCR の読取りに影響のない用紙であること ・(パターン②の場合) 接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を入れるなどの加工をすること

※(パターン②の場合) 上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することは差し支えない。

※接種券の一部を着色する場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

接種券の印字内容

No	印字項目	備考
1	券種	「2」とし、破線で区切り「(□予診のみ)」と印字すること
2	接種回数	「3回目」、「4回目」、「5回目」、「6回目」又は「7回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること ※回数は、当該被接種者についての通算の新型コロナワクチン接種回数を印字すること
3	請求先	・市町村名(都道府県名＋市町村名) ・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁) ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい ※掲載 URL https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め) ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	被接種者氏名	・20 文字

		※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用バーコード (任意記載事項)	・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度 VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用 ・券種(1桁) + 回数(1桁) + 市町村コード(6桁) + 券番号(10 桁・固定値) ※バーコードとの間に2mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと
8	二次元コード	・VRS の入力支援用 ・モデル2の二次元コードとすること ・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること ・サイズ:縦 10 mm×横 10 mm (クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦 11 mm×11 mm程度) 

※数字部分の文字フォントとサイズ:OCRB 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の間に1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連及び医療機関等でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。

※パターン①の場合は、パターン②のシール貼付位置と同じ位置になるよう、枠の左上に寄せて接種券を印字すること。

接種券(予診のみ)の印字内容:パターン②の場合

No	印字項目	備考
1	券 種	「1」とし、破線で区切り「(■予診のみ)」と印字すること ※マーキング欄は、予め黒塗りした状態とすること
2	予診回数	「3回目」、「4回目」、「5回目」、「6回目」又は「7回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること ※回数は、当該被接種者についての通算の新型コロナワクチン接種回数を印字すること

3	請求先	・市町村名(都道府県名＋市町村名) ・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁) ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい。 ※掲載 URL https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め) ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	被接種者氏名	・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用バーコード (任意記載事項)	・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度 VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用 ・券種(1桁)＋回数(1桁)＋市町村コード(6桁)＋券番号(10 桁・<u>固定値</u>) ※バーコードとの間に2mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと
8	二次元コード	・VRS の入力支援用 ・モデル2の二次元コードとすること ・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること ・サイズ:縦 10 mm×横 10 mm (クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦 11 mm×横 11 mm 程度) 

※数字部分の文字フォントとサイズ:OCRB 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の上に1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連での接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。

(参考)接種券、接種券(予診のみ)及び接種済証の印刷レイアウト

(パターン① 右上の接種券様式)

券 種	2	(☐ 予診のみ)	7	回目
請 求 先	〇〇県〇〇市			123456
券 番 号	1234567890			
氏 名	厚生 ●●●●●●●● 太郎			
 271234561234567890				

※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと。

(参考) 寸法図

券 種	タテ 4.5mm	回 目
請求先	タテ 4.5mm	市町村CD
券番号	タテ 4.5mm	 QR コード 10×10mm
氏 名	タテ 8.5mm	
NW-7バーコード		
OCRライン(実寸文字サイズ 2mm×2mm) OCRB 9pt		

(パターン②様式)

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生 太郎

あなたの接種券番号 (10 桁)
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

接種を受けるときは、
この用紙と予診票を忘れずにお持ちください。

接種券		接種した日接種できない場合		東京2019年10月1日現在、接種券番号(10桁)	
※ 券 種	2 (〇〇県〇〇市)	※ 券 種	1 (〇〇県〇〇市)	※ 券 種	2 (〇〇県〇〇市)
※ 券 番 号	1234567890	※ 券 番 号	1234567890	※ 券 番 号	1234567890
 271234561234567890		 171234561234567890		 QRコード (10×10mm)	

接種を受ける前に、
●接種を受ける前に、接種者と接種場所へお持ちください。
●接種の予約接種済証は接種が終わった後大切に保管してください。

新型コロナウイルス接種記録			
接種年月日	メーカー	Lot No.	
1回目 年: 月 日			
2回目 年: 月 日			
3回目 年: 月 日			
4回目 年: 月 日			
5回目 年: 月 日			
6回目 年: 月 日			

※が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

※接種券、予診のみ券、接種済証の配置は変更しないこと。(ただし、接種券部分下及び接種済証部分の余白は適宜削除することが可能。)

※自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に接種券番号や1～6回目接種の記録など、任意の記載事項を印字することも考えられる。

※1～6回目接種の記録を印字する場合は、1～6回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー／Lot No.を印字することで、本様式を1～7回目接種の接種済証とすることが可能

である。なお、その際は、以下の点に留意すること。

- ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
- ・ 当該市町村において1～6回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「＊」等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
- ・ 「＊」等を印字する場合は、1～6回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生まないよう、欄外に「＊が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載することが考えられること。
- ・ 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。

接種済証

接種済証の様式: パターン①の場合

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※宛名送付台紙と兼ねる様式とすること(任意)
紙質	上質紙 55～70kg ベース
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を1枚

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、様式のサイズ、紙質等は適宜変更して差し支えない。

(参考)パターン①の場合の様式イメージ

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生 太郎

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。

**接種を受けるときは、
この用紙と予防票を忘れずにお持ちください。**

**この画面は、あなたが新型コロナウイルスワクチン接種をした事実
を証明する大事な画面ですので、接種後、大切に保管してください。**

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号:

7回目		氏 名	厚生 太郎
接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付け)	住 所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
年		生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
月			
日			〇〇県〇〇市長

新型コロナウイルス接種記録

	接種年月日	メーカー	Lot No.
1回目	年 月 日		
2回目	年 月 日		
3回目	年 月 日		
4回目	年 月 日		
5回目	年 月 日		
6回目	年 月 日		

※ * が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

※自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に1～6回目接種の記録など、任意の記載事項を印字することも考えられる。

※1～6回目接種の記録を印字する場合は、1～6回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー/Lot No.を印字することで、本様式を1～7回目接種の接種済証とすることが可能である。なお、その際は、以下の点に留意すること。

- ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
- ・ 当該市町村において1～6回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「*」等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
- ・ 「*」等を印字する場合は、1～6回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生まないよう、欄外に「* が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載することが考えられること。
- ・ 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。

接種済証の様式:パターン②の場合

項目	仕様
サイズ	縦 99.0～105.0mm×横 63.0mm ※タイトル部分は除く
紙質	上質紙 52～55kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を

	1 枚
その他	最上部の表題、7回目等記載欄及び被接種者等情報欄はそれぞれ切り離すことができないようにすること(ミシン目は不要)

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、接種済証部分のレイアウトは適宜変更して差し支えない。

接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	3回目、4回目、5回目、6回目又は7回目 → 計 1 枚 ※回数は、当該被接種者についての通算の新型コロナワクチン接種回数を印字すること
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー／Lot No.	医療機関等でワクチンシール (Lot No.) を貼付するため、記入領域を設けること
4	被接種者氏名	20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
5	被接種者住所	住民票に記載されている住所を印字すること
6	被接種者生年月日	被接種者の生年月日を印字すること
7	首長名	「都道府県名＋市町村長名」を記載(首長の個人名は印字しないことも可能)

接種記録書

接種記録書の様式

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
その他	・氏名、住所、生年月日、券番号は被接種者本人に手書きで記載させること

※氏名等の偽装等の防止のため、発行時に、氏名等の記載を接種券等と照合すること。

(参考)接種記録書のイメージ

新型コロナワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

接種年月日 年 月 日 接種会場	メーカー(Lot No.) (シール貼付)	氏名 _____ 住所 _____ 生年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 接種券番号: _____
--	--	---

新型コロナワクチンの接種を受けた方へ

○ この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。
 ○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナワクチンに関する相談先

○ ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
 ➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
 ○ 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
 ➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



※「新型コロナワクチンの接種を受けた方へ」の記載内容については、適宜変更して差し支えない。

接種記録書の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	○回目(回数部分を追記できるように、1文字分空白を開けておくこと)
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー ／Lot No.	医療機関等で記入及びワクチンシール(Lot No.)を貼付するため、記入領域を設けること
4	接種会場	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
5	被接種者氏名	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
6	被接種者住所	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
7	被接種者生年月日	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
8	券番号	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること

以上